

# 大垣市雨水管理方針策定業務委託プロポーザル方式実施要領

## 1. プロポーザルに付する事項

### (1) 業務名

大垣市雨水管理方針策定業務委託（以下「本業務」という）

### (2) 業務の概要

現在、本市では「大垣市排水基本計画」及び「第2次治水10か年計画」に基づき内水対策を進めているが、近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展に伴い多発している浸水被害への対応を図るため、平成27年5月に下水道法を含む水防法の一部が、令和3年度には流域治水の概念が導入され、流域治水関連法が改正され、気候変動を踏まえた計画降雨の見直しや、浸水シミュレーションによる浸水リスクの評価が義務づけられた。

本市では今後、「雨水管理総合計画」を策定し、下水道により浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備方針を定めるため、本業務では、雨水管理総合計画のうち雨水管理方針の策定を目的とする。

### (3) 業務の仕様等

別紙「大垣市雨水管理方針策定業務委託仕様書」による。

### (4) 履行期限

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### (5) 予算上限額

96,000千円以内（消費税込み）

## 2. 提案資格に関する事項

(1) 大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、測量・建設コンサルタント等業務関係について登録が認められた者であること。

(2) 平成27年度以降に下水道事業を実施する地方公共団体又は日本下水道事業団が発注した、浸水解析（対象面積6,000ha以上）を含む雨水管理総合計画など流域全体の計画策定に関する業務を受注した実績があること。

(3) 管理技術者は、雨水管理総合計画など流域全体の計画策定に関する業務の担当実績を有し、かつ技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。

(4) 担当技術者は、雨水管理総合計画など流域全体の計画策定に関する業務の担当実績を有し、かつ技術士（総合技術監理部門：下水道）、（上下水道部門：下水道）あるいはRCCM（下水道部門）を取得している者を配置すること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (8) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (9) その他市長が必要と認める事項

### 3. 提案手続に関する事項

#### (1) 担当部課

〒503-8601

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市建設部治水課改良G

電 話 0584-81-4111 （内線2632）

#### (2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者（以下「提案意向者」という。）は、提案意向申請書（第1号様式）及び添付書類を提出すること。提案意向書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

##### ア. プロポーザル提案意向申出書の提出期間

令和5年4月20日（木）から令和5年5月18日（木）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

##### イ. 受付場所

3の（1）に同じ。

##### ウ. プロポーザル提案資格確認結果通知の期限

令和5年5月25日（木）

#### (3) 提案書提出の期限、場所及び方法

##### ア. 提出期限

令和5年6月5日（月）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

##### イ. 提出場所

3の（1）に同じ。

##### ウ. 提出部数

正1部（代表者印押印）、副14部 計15部

##### エ. 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

#### オ. 提案書の構成

- ・ 提案書（第4号様式）
- ・ 提案資料
  - ① 実施方針、作業実施フロー、工程表をA4用紙各1枚以内に整理し、提出すること。
  - ② 次のテーマについて、A4用紙2枚以内に整理（片面印刷）し、長辺2点をホチキス止めして提出すること。なお、提案資料は図示する等して、わかりやすく簡潔にまとめること。

（テーマ）

「雨水対策目標を定めるための評価指標の設定方法について」

雨水管理総合計画策定ガイドラインでは地域の評価を指標化するにあたり、明確な手法が定められていない。しかしながら、地域ごとの雨水管理対策目標を定めるにあたっては、客観的且つ定量的で公平性のある指標を検討する必要がある。よって、この評価指標の設定方法について提案を求める。

- ③ 上記テーマに関する提案とは別に、方針策定にあたっての追加提案があれば、A4用紙2枚以内に整理（片面印刷）し、長辺2点をホチキス止めして提出すること。

#### カ. 注意事項

- ・ 提案書（第4号様式）については、正のみ提出するもの。
- ・ 提案資料やプレゼンテーションで使用する資料に業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ・ プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

#### (4) 質問書

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

##### ア. 受付期間

令和5年4月20日（木）から令和5年4月27日（木）まで

##### イ. 質問書

質問書は任意様式とするが、次の事項を明記すること。

- ① 商号又は名称
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先（FAX・電話）
- ④ 質問内容

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。

なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

##### ウ. 提出方法

事務局（治水課）へ電子メール又はFAXにより提出すること。なお、質問書提出後には必ず電話により質問書到着の確認をすること。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：chisuika@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問」とし、質問書を添付して送信すること。

○ FAXの場合

FAX番号：0584-81-3302

A4版で表紙（日付・商号又は名称・送信枚数を明記）を付け、質問書を添付して送信すること。

エ. 質問に対する回答

令和5年5月11日（木）に市ホームページで公表する。

(5) ヒアリングの予定日時及び場所等

ア. 予定日時

令和5年6月23日（金）午前9時から午後5時まで

イ. 予定場所

大垣市役所

ウ. ヒアリング内容

- ① ヒアリングに参加する提案者は2名以内とする。
- ② プレゼンテーションは15分以内とする。
- ③ プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションは提案意向申出書の受付順に行う。

(6) 受託候補者を特定するための評価基準

評価項目	評価点
1. 企業の経験及び能力	5
2. 配置する管理技術者の能力	5
3. 配置する管理技術者の実績	5
4. 配置する担当技術者の能力	5
5. 配置する担当技術者の実績	5
6. 業務理解度	10
7. 作業実施フロー	10
8. 工程表	5
9. 技術提案	20
10. 追加提案	20
11. 業務コスト	10
合計	100

(7) 評価が同点となった場合の措置

各提案の評価点数が同点となった場合は「9. 技術提案」と「10. 追加提案」の合計点が高い提案者を上位とする。それでもなお順位が決定できない場合は、評価委員長が上位の提案者を決定する。

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 注意事項

評価委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めるとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

#### 4. プロポーザル方式のスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

令和5年4月20日（木）	プロポーザル実施の公表（HPで公開）
令和5年4月27日（木）	質問書の受付締め切り
令和5年5月11日（木）	質問書の回答
令和5年5月18日（木）	提案意向申請書の提出期限
令和5年5月25日（木）	提案資格確認結果の通知期限
令和5年6月5日（月）	提案書提出期限
令和5年6月23日（金）（予定）	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和5年7月上旬（予定）	受託候補者選定結果の通知

#### 5. その他

ア. プロポーザルに参加する一切の経費は、提案意向者の負担とする。

イ. プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。

ウ. 提出後の記載内容の追加、修正は認めない。

エ. 今回のプロポーザルは、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後はその受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。